

投稿

臨検小話 < =その9= >

新屋 博 明 (エムティー法務研究会)

ヒトは死んだら所有権の対象になるのか？

1. はじめに

近年、病理検体（病理標本）の返還を求める訴訟が何件か起きていますので、検体の所有権について関心を持っている技師さんも多いと思います。そこで、ヒトは死んだら所有権の対象になるのか？という根本的な問題について考えてみたいと思います。この問題には重要な論点がいくつか含まれていますので、病理関係者のご参考になると思います。

2. 権利能力について

アマミノクロウサギ訴訟で鹿児島地方裁判所は、「動植物は**権利の客体**となることはあっても**権利の主体**となることはない¹⁾」と述べています。では、なぜアマミノクロウサギは“権利の主体”になることができないのか？というと、「わが国の法制度は、権利や義務の主体を個人（自然人）と法人に限って¹⁾」いるからです。したがって、仮にアマミノクロウサギが人間と同等の知能を有していたとしても、**権利能力がない**（権利・義務の主体になることができない）アマミノクロウサギは「民法上は、人の所有の対象となる**物**でしかない²⁾」ということになります。

3. 権利能力の始期について

「私権の享有は、**出生**に始まる」という民法³⁾第3条第1項の条文は、権利能力の始期を表しています。すなわち、ヒト（自然人）は“**生まれ出る**”ことによって権利能力を取得するのです。したがって、生まれ出る前の段階（胎児の段階）では、原則として権利能力を有していないこととなります。ただし、民法は①損害賠償請求権に関する胎児の権利能力（第721条）、②相続に関する胎児の権利能力（第886条第1項）、③胎児への遺贈（第965条による第886条の準用）については、例外的に胎児の権利能力を認めています。

4. 権利能力の終期について

始期があれば終期がある、というのが世の常ですので、ヒトの権利能力にも終期があります。すなわち、ヒトは**出生**によって権利能力を得、**死亡**によって権利能力を失うのです。権利能力を失うと（死亡すると）権利の主体ではなくなるので財産を持つことができなくなります。そこで民法は、「相続は、**死亡**によって開始する」（第882条）と定めているのです。

5. ヒトは死んだら物（モノ）になるのか？

霊柩車（死者を納めた柩を運搬するための車両）⁴⁾といえは霊柩運送事業ということになりますが、この事業を行うためには、**貨物自動車運送事業法**⁵⁾に基づき、国土交通大臣（権限の委任により地方運輸局長）の許可を受ける必要があります。つまり、死んだヒトは**旅客扱い**ではなく、**貨物扱い**になるということです。もっとも、霊柩運送事業の実務では、死者の尊厳を傷つけないように配慮がなされているようですので、“貨物扱い”というのは、あくまでも法律上の話になると思います。

6. ヒトは死んだら所有権の対象になるのか？

「死体の解剖をしようとする者は、その**遺族の承諾**を受けなければならない」という死体解剖保存法⁶⁾第7条の定めは、亡くなった方の遺族が死体に対して“**何らかの権利**”を有していることを前提にしていると解されます。なぜなら、死体に対する権利を遺族が有していないとすれば、解剖に際して遺族の承諾を受ける必要がなくなるからです。つまり、何らかの権利が遺族に発生するからこそ遺族の承諾が必要になると言えます。では、この“**何らかの権利**”というのは“**所有権**”を指しているのでしょうか。

遺骨と位牌等の帰属が争われた事案で高知地方裁判所は、「被相続人が死亡した場合には、その遺体、遺骨も**物体**となって、**所有権の対象**となると考えるべきである⁷⁾」と述べたうえで「遺体、遺骨の所有権といっても、性質上埋葬、管理、祭祀、供養の範囲内で権限を行使できるものであって、通常の所有権の概念からは著しく離れており、むしろ、祭具と近似するものである⁷⁾」と判示しています。

7. おわりに

高知地方裁判所の判決文を読むと、「通常の所有権の概念からは著しく離れているものを所有権と位置付けていいのか？」という疑問が生じるわけですが、死亡によって権利能力を失うと、もはや権利の主体ではあり得ないので、「遺体も物体となって、所有権の対象となる⁷⁾」という高知地裁の判断は、妥当だと思います。

■引用等

- 1) 鹿児島地方裁判所平成13年1月22日判決（裁判所ウェブサイトから引用）
- 2) 内田貴：民法I（総則・物権総論）、89、東京大学出版会、2003
- 3) 民法（明治29年4月27日法律第89号）
- 4) 昭和48年11月8日付の道路局長通達（建設省道交発第35号）
- 5) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）
- 6) 死体解剖保存法（昭和24年6月10日法律第204号）
- 7) 高知地方裁判所平成8年10月23日判決（判例時報No.1624、126-131）